

# て ちょう 3 手 帳

## ■ 身体障害者手帳



### 問合せ先 障害者福祉課 総合相談担当

TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223

Eメール shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp

身体に障害のある方が各種福祉サービスを受けるために必要となる手帳です。

### 内 容 【手続きに必要なもの】

1. 身体障害者診断書・意見書（身体障害者福祉法第15条の指定を受けている医師が1年以内に作成したもの）
2. 顔写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したものの、申請時点から1年以内に撮影したもの）
3. 申請にいらっしゃる方の印鑑（認印）
4. 個人番号（マイナンバー）のわかるもの、身分証明書
5. 委任状（代理申請の場合）

身体障害者手帳は、その障害が永続することを前提とした制度ですので、障害の原因となる疾病を発症して間もない時期や、概ね満3歳未満の乳幼児期、障害が永続しないと考えられる場合（例えば疾病の治療に伴う一時的な人工肛門の造設）等については、認定の対象とならないことがあります。また、加齢または知的障害等に起因する日常生活動作不能の状態についても、身体障害とは認められない場合があります。

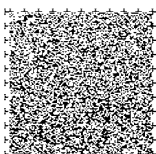
### 【内容変更、更新、再交付の手続き】

1. 住所、氏名に変更があったときは、必ず障害者福祉課に届け出てください。
2. 障害の程度が変わったときや、新たな障害が加わったときは、手帳の更新をすることができます。
3. 身体障害者手帳を紛失または破損したときは、再交付できますので、顔写真と印鑑を持参の上窓口で申請してください。

**対 象** 障害の程度が1級から6級までに該当する方に東京都が障害認定を行い、身体障害者手帳が交付されます。

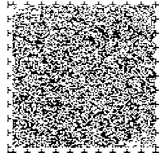
手帳の交付対象となる障害について

- 視覚障害 ●聴覚障害 ●平衡機能障害 ●音声・言語機能障害
- そしゃく機能障害 ●肢体不自由障害 ●心臓機能障害 ●じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害 ●ぼうこうまたは直腸機能障害 ●小腸機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ●肝臓機能障害



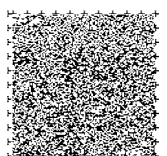
身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則別表第5号

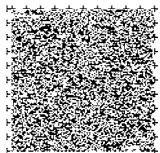


級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
聴覚または平衡機能の障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば話声語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能障害		平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害			音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害			
肢体不自由	1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
	1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害

手帳

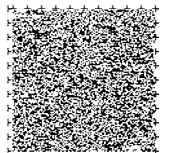


級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
上肢				5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害 7. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	6. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害		5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの
下肢	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの	1. 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの
体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	上肢機能 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	上肢機能 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	移動機能 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	移動機能 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	移動機能 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	移動機能 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	移動機能 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	移動機能 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの



級別	1級	2級	3級	4級	
心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 備考 1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



**問合せ先** 障害者福祉課 総合相談担当

TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223  
 Eメール shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp

**【18歳未満の新規申請・再判定】**

東京都児童相談センター  
 〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1 東京都子供家庭総合センター内  
 TEL (5937) 2317 / FAX (3366) 6036

**【18歳以上の新規申請・更新・程度変更】**

東京都心身障害者福祉センター  
 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ) 14階  
 TEL (3235) 2961 / FAX (3235) 2959

**【手帳の住所変更、紛失・破損による再交付】**

千代田区 障害者福祉課 総合相談担当

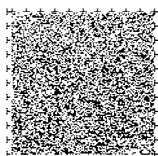
知的障害のある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

**内容** 「愛の手帳」の交付を受けるためには、18歳未満の方は東京都児童相談センター、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターで判定を受ける必要があります。電話で判定日の予約をお取りください。

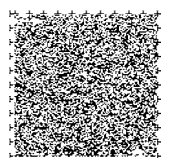
**【再判定】**

3歳、6歳、12歳、18歳の時に再判定を受ける必要があります。また障害の程度が変化したと思われる際にも、再判定を受けることができます。再判定の場合も18歳未満の方は東京都児童相談センターへお問い合わせください。

**対象** 障害程度を総合的に判定し、1度(最重度)、2度(重度)、3度(中度)、4度(軽度)に区分されます。



	項 目	1度(最重度)	2度(重 度)	3度(中 度)	4度(軽 度)
知的測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査または乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字、数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる	テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる
職業能力	作業能力または職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能性について右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話(意思疎通)が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態または合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的な生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能



**問合せ先** 障害者福祉課 総合相談担当

TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223

Eメール shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp

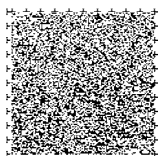
精神に障害のある方の自立と社会参加の促進を目的として交付されます。  
 この手帳をお持ちの方は、都営交通乗車証の発行や税金の控除などの各種サービスが受けられます。

**内容** 【手続きに必要なもの】

1. 申請書 (所定のもの)
2. 診断書 (所定のもの)  
 または精神障害のために受給している障害年金証書等の写し
3. 写真1枚 (タテ4cm × ヨコ3cm) ※1年以内に撮影したもの
4. 印鑑
5. マイナンバーが確認できるもの
6. 身元確認書類

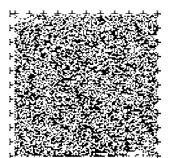
※申請書、診断書用紙は障害者福祉課にあります。  
 ※診断書は精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後に作成され、かつ作成日から3か月以内に申請する必要があります。  
 ※手帳と自立支援医療費制度 (精神通院医療) を同時に申請する場合は、手帳用診断書のみで申請が可能です。  
 ※有効期間は2年です (継続のためには手続きが必要です)。  
 詳しくはお問い合わせください。

**対象** 精神障害のため日常生活や社会生活に制約がある方に、1級から3級までの手帳が交付されます。  
 入院・在宅による区別や年齢制限はありません。



せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょうがいとうきゅうはんていきじゅんひょう  
**精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準表**

障害等級	1級	2級	3級
精神疾患（機能障害）の状態	<p>(精神障害者であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態または高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2. 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作または知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの</li> <li>5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>6. 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの</li> <li>7. 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</li> </ol>	<p>(精神障害者であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態または病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2. 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作または知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの</li> <li>6. 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの</li> <li>7. 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</li> </ol>	<p>(精神障害者であつて、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態または病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2. 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</li> <li>3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4. てんかんによるものにあつては、発作または知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>6. 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの</li> <li>7. 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</li> <li>8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</li> </ol>
能力障害（活動制限）の状態	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</li> <li>2. 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。</li> <li>3. 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</li> <li>4. 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</li> <li>5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</li> <li>6. 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</li> <li>7. 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。</li> <li>8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</li> <li>2. 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。</li> <li>3. 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</li> <li>4. 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</li> <li>5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</li> <li>6. 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</li> <li>7. 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</li> <li>8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>2. 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>3. 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>4. 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。</li> <li>6. 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。</li> <li>7. 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。</li> <li>8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</li> </ol>





## せんしょうびょうしやてちょう ■ 戦傷病者手帳

### 問合せ先 東京都福祉保健局 生活福祉部計画課

〒 163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 北側 31 階  
TEL (5320) 4078 / FAX (5388) 1403

せんしょうびょうしや かくしゆ う ひつよう てちょう  
戦傷病者が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

**内容** ※申請手続き等、詳しくはお問い合わせください。

**対象** 軍人・軍属等であった方で、戦闘中の負傷など公務に関連した傷病により一定程度以上の障害をお持ちの方に手帳が交付されます。

## ひばくしやけんこうてちょう ■ 被爆者健康手帳

### 問合せ先 東京都福祉保健局 保健政策部疾病対策課 被爆者援護担当

〒 163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 南側 29 階  
TEL (5320) 4473 / FAX (5388) 1437

げんしばくだんひばくしや かくしゆ う ひつよう てちょう  
原子爆弾被爆者が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

**内容** ※申請手続き等、詳しくはお問い合わせください。

**対象** 次のいずれかに該当する方です。

1. 原爆投下時、当時の広島市・長崎市等の一定の区域内で被爆した方
2. 原爆投下2週間以内に爆心地から2キロメートル以内の一定の区域に立ち入った方
3. 救護活動や死体処理をした方
4. 上記1. 2. 3. の被爆者の胎児

